

戦後補償実現! FAX速報 NO.2094/2/25

■発行:戦後補償実現をめざす市民ネットワーク ■FAX:03-3237-0237 ■留守番電話:03-3237-0217
■〒102/東京都千代田区麹町1-6 麹町DIXビル405 ■郵便振替:東京3-666648 「市民ネットワーク」
■受信料(カンパ):月額1000円(切手可) ■銀行口座:住友銀行飯田橋支店(店番882)普通:542654「市民ネット」

◆被強制連行中国人被爆者、大連市に生存

広島県山県郡加計町の安野発電所建設工事に強制連行され、広島刑務所で被爆したとみられる中国人・于豊年さんが大連市に生存していることが、劉宝辰河北大学講師らの調査で判明、広島市の市民グループ「強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会」に連絡があった(2月14日・中国新聞)。尚、3月5日(土)13:30~、広島市の東方2001(旧広島教育会館)で、「明日のヒロシマとアジアのために——加害の実証と戦後教育」が中国新聞社の主催で開催される(申し込みは、中国新聞社事業局「シンポジウム・ヒロシマを語る」係へ。先着150人で締め切り)。

◆在サハリン韓国人問題に約1億4千万円計上(94年度政府予算案)

2月15日に復活折衝を経て確定された94年度予算の中で、在サハリン韓国人問題に1億4千52万4千円の予算が計上された。これは前年度(1億2千5百37万4千円)に比べて12%の増額。内訳は、在サハリン韓国人の一時帰国などの支援事業費1億2千万円(昨年同額)と永住帰国のための調査費2千52万4千円(昨年5百37万4千円)で、永住帰国調査費が4倍近く増額されているのが注目される。

◆ババル島の住民虐殺報道が反響呼ぶ

2月19日夜、テレビ朝日「ザ・スクープ」で、インドネシア・ババル島の旧日本軍による住民虐殺についての証言が初めて映像で紹介され、反響を呼んだ。生存者や遺族など現地の関係者には明確に記憶され続けている事実であり、今後の究明が期待される。尚、この島にも、旧日本軍に拉致され「慰安婦」にされた女性たちがいたという。

◆女性の人権アジア法廷(案内)

3月9~14日、性暴力の犠牲になった女性たちに生の証言を求め、アジア各国における防止策を考えるため、「アジア女性人権評議会(AWHRC)」(日本では「アジアの女たちの会」「従軍慰安婦問題ウリヨソン・ネットワーク」など30のNGOが実行委員会を組織)の企画で、「女性の人権アジア法廷」が開かれる。法廷には、タイ・フィリピン・台湾・韓国・インド・バングラデシュなど13の国と地域から30人、日本から20人が参加予定。性暴力被害女性がアジア全域から集まるのは初めて。10日19:00~、山手教会で「性暴力犠牲者追悼の夕べ」と題するキャンドル・デモ、2日は早稲田大学国際会議場で参加者が傍聴できる法廷(第1部「現代の人身売買」第2部「女性への戦争犯罪」)、14日には性暴力を世界から廃絶するための「東京宣言」を起草(来年、北京で開かれる世界女性会議に提出)などが予定されている。連絡先は、03-3463-9752(アジアの女たちの会)。

に参加するつもりで出したレポートで、前回の懇談会で資料として配られたもの)は、実際の解決に関する議論をしなければならない時点に入ったという認識に立って、問題を大きくするというより、むしろ現時点でまとめられる方式を提起すべきでないかという考え方で、第1次大戦後のベルサイユ方式に基づく解決を一つのヒントに、仲裁裁判の方式を「慰安婦」問題に当てはめてみたもの。日本政府の今までの対応や現状も考え合わせて、国際法の基準にも即した解決を考えてみると、手続きの補償もでき、国際法的な観点にも立ちうる仲裁方式が一番現実的なのではないか。ハーグの常設仲裁裁判所もあるが、そこに持ち込むことは戦争処理の方式として必ずしも一般的ではないし、日本政府が受諾する可能性も少ない。現実的可能性を考えると、「慰安婦」問題を解決しろと言っている立場にある政府としては韓国政府しかないので、日韓で合意をして、この仲裁の方式が取ればよいのではないかということで、提案した。司法裁判ではないので、合意の中には現時点での「慰安婦」問題の特徴点も盛りこめる。何らかの形で第三者機関に判断を委ねた方が、日本政府の判断に任せるよりも、法的正義の観点からもうよいのではないか。また、「慰安婦」問題だけに限定せず、こうした実例を他の問題にも波及しうるようにするのが大事。混合仲裁というのは、日韓だけでなく、国連人権委あたりの国際人権の専門家にも第三者として入ってもらうという意味。日本と韓国の個人が仲裁契約を結ぶわけにいかないが、申し立ての権利については、第1次大戦の時と同じく今回も個人に認めて、現に裁判をやっている人の訴訟上の権利を奪ったり制限したりすることにならないという前提を作れば、一つの解決のオプションにはなりうる。

●運動のあり方について (この部分は運動のあり方に関する討論を受けての話)

(1) 運動相互の間で相排斥するような議論をすると駄目で、指紋押捺問題の時にも、いろいろなパフォーマンスや奇抜な発想の運動があったが、お互い排斥するというような発想はなかった。(2) 国内法に比べて、国際法は未だに実効性の点で不十分性を持っていることに留意すべきだ。国連などでのアピールは問題を世界に広めるなどの大きな意味があるが、法の実効性で考えた場合には、それほど国連や国際機関を過大評価しない方がよい。今の日本の憲法も国益を追求するためにあるのではなく、国家主権を前提にするとしても、人権を保障するためにある。我々は日本の国内の人権保障ということの主眼にして、運動をやっている。国際法を国内で実現させるということをしなければならない。(3) 一口に戦後補償と言っても、事件は全部違い、それぞれ使う条約も根拠も違うが、どこで共通点が見だせるかというと、日本政府との主張の絡みで言えば、やはり個人の補償・賠償というのはきちっとやるべきだというのが共通項。あとはそれぞれの問題の特殊性によっていろいろな主張や構え方があってよいが、個人の権利が成立しているという共通項だけは、国際法学者が不十分なら我々が訴えなければならないし、そういう実例を日本の政府に作らせるようにもって行くべきだ。

※次回の懇談会は、3月16日(水) 18:30~21:00、自治労会館で、テーマは、「補償」の具体的なイメージなどについて。